施 策 _(・1 - 7) 災害に強い県土づくり

目的

治山治水対策、地すべり防止対策、海岸保全対策等を推進することにより、洪水、 土石流、高潮、風浪、渇水等の自然災害による被害の防止に努め、県土の安全度を 高めます。

成果指標と目標値

目標値(平成19年度)

洪水から保全される人口83,200人土砂災害危険箇所整備率27.9%道路防災対策施行率28%緊急輸送道路網橋梁87%対策実施率



現状値 (平成15年度)

81,500 人 26.8 % 17 % 45 %

[想定氾濫区域内人口 x 河川整備率(県管理河川)]で算出します。現状値は、年度末の数値です。 想定氾濫区域内人口:河川沿川地域において、河川の洪水氾濫によって浸水被害を受けると想定される区域内の人口 [(地すべり対策事業、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の概成箇所数)÷危険箇所数21,640 箇所]で算出します。現状値は、年度末の数値です。

[道路防災対策・雪寒対策事業実施箇所累計 ÷ 対策が必要な箇所数2,136箇所〕で算出します。現状値は、14年度末の数値です。

[橋梁耐震対策等実施箇所数 ÷ 対策が必要な箇所数131箇所]で算出します。現状値は、平成14年度末の数値です。

現状と課題

本県は、県土の80%を急峻な山地が占め、県内一円が特殊土壌地帯に指定され、また河川は延長が短く急流で洪水が発生しやすく、海岸の総延長は約1,030kmにわたります。

このため、集中豪雨による土砂被害や冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、これまで洪水 氾濫、土砂災害、風浪災害などの幾多の自然災害に見舞われ、尊い人命や貴重な財産が失われ てきました。

災害危険箇所数と整備状況は次のとおりです。(平成14年度末数値でカッコ内は整備率)

- ・県管理河川2,713km(整備率28.4%)
- · 土石流危険箇所 3,0 4 1 箇所(整備率 8.9 %)
- ・地すべり対策危険箇所962箇所(同21.4%)
- ・急傾斜地崩壊危険箇所 2,874箇所 (同21.1%) 要対策箇所数に対するもの
- ・山腹崩壊・土砂流出危険箇所15,053箇所(同31.7%)
- ・道路防災総点検における要対策箇所2,136箇所(同17%)

山地では、管理が適切に行われていない森林が増加しており、水源かん養機能や土砂流出防止機能など森林が有する公益的機能が低下し、山地災害や渇水等の発生が危惧されるため、健全な森林の維持・造成に努める必要があります。

災害時の避難路や緊急輸送路を確保するため、道路の危険箇所の対策や緊急輸送路の橋梁補修 を早急に行う必要があります。

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事 業 名

地すべり対策事業

〔担当課〕農地整備課 森林整備課

【実施主体】

県 市町村 民間 県民 国等

治山事業

[担当課] 森林整備課

【実施主体】

県 市町村 民間 県民 国等

土石流災害対策事業

地すべり災害対策事業

がけ崩れ災害対策事業

[担当課] 砂防課

【実施主体】

県 市町村 民間 県民 国等

斐伊川神戸川治水事業の促進

〔担当課〕斐伊川神戸川対策課

【実施主体】

県 市町村 民間 県民 国等

河川・海岸計画策定事業

[担当課]河川課

【実施主体】

県 市町村 民間 県民 国等

河川・海岸管理事業

[担当課]河川課

【実施主体】

県 市町村 民間 県民 国等

「安全で安心して暮らせる県土」を創る川づくり事業

[担当課]河川課

【実施主体】

県 市町村 民間 県民 国等

概 要

家屋、公共施設、農地、農業用施設、山林などを地すべり被害から守るため、対策工事を実施し、地域住民の生命と財産を保全します。

地すべり対策事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から生命・財産を 保全し、また、水源かん養、生活環境の保全・形成を図ります。 治山施設事業

土砂災害の危険度が高い箇所から砂防事業、地すべり対策事業 急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業を実施するなど土砂災害 防止施設等を整備します。

砂防事業

地すべり対策事業

急傾斜地崩壊対策事業

斐伊川神戸川治水事業(国直轄事業)の促進を図るため、生活 再建対策、周辺整備事業を実施します。

志津見ダム・尾原ダム事業促進事業

斐伊川放水路事業促進事業

大橋川改修事業促進事業

河川・海岸における整備や維持管理の方針を定めるとともに、 学識経験者や関係住民等の意見を反映し、具体的な河川・海岸 の整備箇所や手法、維持管理の方法等を定め、公表することで 地域の実情に応じた整備、管理を推進します。

河川・海岸計画

国等との事業調整事務

法律等に基づく占用許可や巡視活動等を行うことで県内の河川 ・海岸の適正な管理や洪水等の被害防止に努め、河川流域・海 岸周辺住民等による河川・海岸の安全利用を確保します。

河川管理事務

海岸管理事務

治水対策により、流域住民の洪水や渇水被害の軽減を図るため 中小河川の改修やダム建設などを推進します。

中小河川の改修事業

ダム建設事業

事 業 名

「安全で安心して暮らせる 県土」を創る海づくり事業

[担当課]河川課

【実施主体】

県 市町村 民間 県民 国等

- - - -

海岸保全事業

[担当課]港湾空港課

農地整備課

漁港漁場整備課

【実施主体】

県 市町村 民間 県民 国等

ダム管理事業

〔担当課〕河川課

農地整備課

【実施主体】

県 市町村 民間 県民 国等

事故・災害への対応強化

〔担当課〕道路維持課

【実施主体】

県 市町村 民間 県民 国等

概 要

砂浜の消失など海岸の侵食が進行し、越波被害も発生していることから、海岸の侵食対策事業や環境整備事業などを実施し、被害を最小限にとどめます。

海岸侵食対策事業

海岸維持管理事業

津波、高潮、波浪、海岸浸食等の被害から住民の生命、財産や 道路などの公共施設を守るため、護岸などの海岸保全施設を整 備し、適正に管理します。

三隅港海岸の保全事業

別府港海岸の保全事業

河川やダムの適切な管理により、洪水被害の防止やダムの利水機能の維持を図ります。

ダム管理事業

防災ダム管理及び保守事務

平成8年度に実施した道路防災総点検により対策が必要な箇所としてリストアップされた危険斜面及び緊急輸送道路網内の橋梁補修の整備を推進します。また、冬季の雪と凍結 バリアフリー対策(影響を軽減する対策)を実施するとともに、除雪事業を強化します。

防災事業

橋梁補修事業